

## 6:応募に必要な書類（提出された資料は返却できません）

- ①所定の「ボランティア団体援助金要望書」をもって申請する
- ②以下を添付資料として提出する
  - ・会則または規則などで「会の目的」が明記されているもの
  - ・会の活動を紹介する資料 ※写真添付の場合はコメントをそえる（返却できません）
  - ・前年度の事業報告書、収支報告書
  - ・本年度の事業報告書、収支報告書 ※経過月数分

## 7:選考の方法

- ①審査委員会による書類審査で決定する
- ②審査委員会は以下の委員で構成する
  - ・コープおきなわ理事会より数名（副理事長、常勤理事）
  - ・ボランティア団体を支援する組織の担当者（沖縄県社協より予定）

## 8:援助決定のお知らせと援助金の贈呈

- ① コープおきなわでの選考を2024年 3月上旬に実施する
- ② 「援助先決定一覧表」を全応募団体へ郵送しお知らせする
- ③ 「援助先決定一覧表」はコープおきなわホームページ・機関誌へ掲載する他、市町村社協など協力頂いた団体へ送付する
- ④ 援助金は、3月末に銀行振り込みとする ※詳細は対象団体へ案内する

## 9:援助団体は「交流会」へ参加

- ① 援助を受ける団体は「援助団体交流会」への参加を義務付ける
  - 開催日:2024年4月6日(土)10時~12時30分
  - 会場:アイムユニバースてだこホール 市民交流室(Zoom参加も可)
- ②交流会は各会士との交流とコープおきなわとの協同を築くために実施する（※前年度の援助団体も参加を義務付ける）

## 10:ボランティア団体援助の申し込み方法と締め切り

- ① 締め切り日:2024年2月9日(金)午後5時までに必着（郵送または直接お届け下さい）
- ② 受付時間:月曜~金曜の午前9時30分~午後5時
- ② 届け先:〒901-2588 浦添市西原1-2-1  
コープおきなわ 総合推進室 ボランティア団体援助金 係

## 11:問い合わせ先

コープおきなわ 総合推進室（担当:與久田、比嘉）  
TEL:098-879-1144（月~金の9時30分~午後5時）

# ボランティア団体援助金の実施要項



## 1:趣旨

生協は、くらしをより良く豊かなものにしたいと願う人々が自らの意志で加入し、共通する願いを実現するためにつくりあげた「生活の協同組織」です。コープおきなわでは、「ともに創るくらしと未来」をさらに進めるため、年始めに組合員から募る「お年玉募金（ユニセフ募金を併用）」の一部を原資に、県内の児童福祉向上や社会的課題に取り組むボランティア団体を援助します。※ここでいう「ボランティア団体」とは「NPO」など認証の有無を問わず、支援活動を行う団体を総称しています。

## 2:対象とする団体の基準

- ① 沖縄県内に拠点（事務所）があり、その対象も沖縄県内に向けて活動していること
- ② 児童福祉（障がい児、要保護児童、母（父）子家庭、子育て支援）に関わる団体や社会的課題に取り組む団体であること
- ③ 任意の団体を含めて対象とし、NPOなどの認証の有無は問わない
- ④ 会の活動歴が2年程度以上の団体であること
- ⑤ 同一の団体は、5回まで援助金を受けられること
- ⑥ 援助決定団体は、4月に実施する「援助団体交流会」へ参加すること（会場またはZoom参加）
- ⑦ 援助決定の団体は、2025年1月中に援助金を使用した活動報告書を提出すること
- ⑧ コープおきなわの理念「ともに創るくらしと未来」に合致する活動を行う団体であること
  - ・ともに創る「知恵と力を寄せあい、一つひとつの願いを、ともに実現していきます」
  - ・くらし「人と人とのつながりやぬくもりのある、心豊かなくらしを創っていきます」
  - ・未来「人と自然が共生し、子どもたちがすこやかに育まれる、持続可能で平和な社会の実現をめざします」

## 3:援助金の使途

- ①援助金は「寄付」とする
- ②会の活動を通して、地域や対象者に還元できるものであること
  - ・使途については、「お年玉募金」で寄付して下さった方に伝えていくため、申し込み時の「援助金要望書」へ記入すること

## 4:援助金の額

1団体あたり5万円（20団体を基本とし、募金額により変動することもあります）

## 5:援助金要望書

ホームページおよび生協の各店舗の「くみかつ掲示板」に掲載する

<http://www.okinawa.coop>